

各位

会社名	オージックグループ株式会社
(コード番号)	(6168 TOKYO PRO Market)
代表者名	代表取締役社長 田中 文彦
問い合わせ先	取締役 経営企画室長 金田 善雄
電話番号	06-6787-1818
URL	http://www.ogicgroup.co.jp/

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付されるという新たなインセンティブ制度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	2023年3月30日
(2)	発行新株予約権数	110,000個
(3)	発 行 価 額	110,000円（新株予約権1個につき1円）
(4)	当該発行による 潜在株式数	110,000株（新株予約権1個につき1株）
(5)	資 金 調 達 の 額	64,460,000円（差引手取概算額：61,460,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：110,000円 新株予約権行使による調達額：64,350,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1株当たり585円（固定）
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	受託者 コタエル信託株式会社（以下「コタエル信託」といいます。）に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	①本日付で近畿財務局へ有価証券通知書を提出しております。 ②本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社関係会社の取締役（常勤監査等委員である取締役を含み社外取締役を除く）及び従業員（以下「当社グループ役員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されているストックオプションのような

		<p>従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社グループ役職員を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社グループ役職員の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社グループ役職員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p><主な行使条件></p> <p>① 新株予約権者は、2024年6月期から2028年6月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された親会社株主に帰属する当期純利益が、500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができます。なお、上記における親会社株主に帰属する当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、上記の親会社株主に帰属する当期純利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正親会社株主に帰属する当期純利益をもって判定するものとする。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>③ 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>④ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、「新株予約権の取得</p>
--	--	--

		<p>に関する事項」における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、「組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い」に基づき再編対象会社（「組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い」に定める意味を有します。）の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げない。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑥ 新株予約権 1 個未満の行使は認めない。</p> <p>⑦ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、または業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p>
--	--	---

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

＜本インセンティブプラン導入の目的及び理由＞

当社は、当社グループ役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役社長である田中文彦（以下「本委託者」といいます。）の発案を受け、今般、コタエル信託との間で時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、当社が信託管理人兼受益者指定権者を務めるとともに、コタエル信託に対して本新株予約権を発行することにより、本インセンティブプランを導入いたします。

なお、本委託者は、本信託の目的を、当社グループ役職員のモチベーション維持・向上のために、自らの出捐で、当社役職員等を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対する恩恵に浴する機会を提供することと捉えており、当社としても、当社役職員等が本新株予約権の交付を受ける立場、即ち将来的に会社のオーナー（株主）となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社グループ役職員等の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者がコタエル信託に対してその手許資金を信託拠出し、コタエル信託が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、コタエル信託が取得した本新株予約権は、2023年6月末日及び同日以降3か月ごとに到来する交付日（以下「交付日」といいます。）において、当社により本新株予約権の交付を受ける者として指定された当社役職員等（以下「受益者」といいます。）に段階的に分配されることとなります。（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）

当社は、交付日において、本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って受益者を指定することとなります。

具体的には、当社の定める交付ガイドラインでは、当社の経営管理担当取締役及び社外役員複数名によって構成され、社外役員が過半数を占める審議委員会が①在職年数に基づくインセンティブ

②既存役職員を対象とした1年ごとの成果評価に基づくインセンティブ、②今後採用する役職員及びM&Aにより当社の連結子会社となる会社の役職員を対象とした1年ごとの成果評価に基づくインセンティブという交付目的ごとに、定められた頻度で当社の役職員等の評価を行い、ポイントを仮に付与していくものとされており。そして、審議委員会は、信託期間中に審議委員会によって当社役職員等に対して仮に付与されることとなったポイント数を参考に、最終的に受益者及びその者に交付すべき新株予約権の個数を決定、本受託者に通知することとされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることとなります。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社グループ役職員も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。また、民事信託によって行われる従来の信託型ストックオプションとは異なり、定期的に訪れる交付日において当社の裁量により任意の個数の本新株予約権を取り崩していく点に異なる特徴を有しております。

即ち、従来型の信託を活用しないインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。また、従来の信託型ストックオプションでは、将来入社する役職員に対しても公平に過去に発行された新株予約権を交付できるメリットは同じくあるものの、交付日が予め固定されており、なおかつ、それぞれのタイミングに交付すべき本新株予約権の個数も固定されてしまっていたため、①将来の貢献期待に対して心証を十分に得ていないにも拘わらず各交付日に当該固定数の新株予約権の交付を余儀なくされ、②優秀な人材に対して採用直後に新株予約権の交付をコミットすることができないなどの課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、交付日が予め固定されることがないため、一旦コタエル信託に対して発行された本新株予約権を、当社グループ役職員の貢献度に応じて将来3か月おきに随時分配することで、公平かつ段階的に分配することが可能であり、将来採用される当社グループ役職員に対しても本新株予約権を分配することが可能となります。また、本新株予約権の交付日まで当社に勤続していた当社グループ役職員にのみ本新株予約権を交付することができるため、交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社グループ役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

当社は、このように本インセンティブプランを活用することにより、当社の現在及び将来の当社グループ役職員のいずれもが当社において待遇に関して不公平を感じることなく、当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれるものと期待しております。さらに、本新株予約権には、親会社株主に帰属する当期純利益に関する業績達成条件が定められており、これにより当社グループ役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

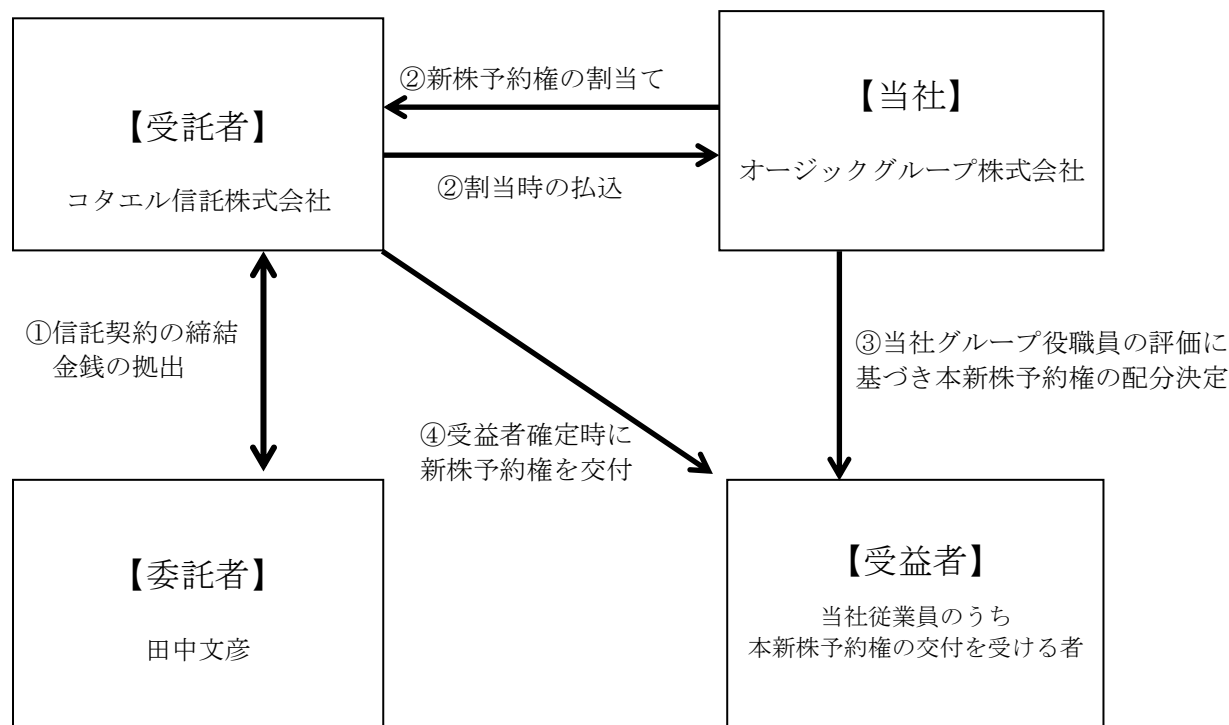
以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

<本信託の概要>

名称	50003TL0701230323 時価発行新株予約権限定責任信託
委託者	田中文彦
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続きを経て特定されるに至ります。）

信託契約日 (信託期間開始日)	2023年3月23日
本新株予約権の交付日	2023年6月末日 ※初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後3か月おきに到来する交付日において、当社が交付ガイドラインに従って指定する受益者に交付されることとなります。
信託期間満了日	2023年7月25日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	本信託契約に基づき、交付日時点の当社グループ役職員のうち当社が交付ガイドラインに従って指定する者を受益者とし、各受益者の本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である2023年3月23日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付ガイドラインとは、本新株予約権の交付日に本新株予約権を交付する当社役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は交付ガイドラインに従って当社グループ役職員の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者が本信託契約に基づきコタエル信託へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、2023年3月13日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、受託者であるコタエル信託は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、交付日までの当社への貢献度等から予測される将来の貢献期待値に応じて、当社グループ役職員に対し交付する本新株予約権の個数を決定する基準となるインセンティブパッケージ又はポイントを付与し、当該インセンティブパッケージ及びポイントの数に応じて、各当社グループ役職員に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ④ 交付日に受益者が確定し、コタエル信託が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
64,460,000	3,000,000	61,460,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（110,000 円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（64,350,000 円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、信託報酬、新株予約権の価額算定費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社グループ役員の一掃感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者であるコタエル信託から本新株予約権の交付を受けた当社グループ役員職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、充当時までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社ホワイトコンサルティング（大阪府大阪市中央区博労町2丁目2番13号 代表取締役社長 田中雅大）に本新株予約権の行使価額決定の参考とする株式価値算定を、また、株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）に本新株予約権の評価を依頼しました。株式会社ブルータス・コンサルティングは一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を1円と算出しております。

なお、当該第三者評価機関に依頼した背景は下記の通りとなります。

当社は、本インセンティブプランの導入にあたり、当社普通株式価値及び新株予約権の評価が必要なることを認識した上で第三者評価機関を探しておりました。当社普通株式価値の評価においては、その中で、当社のアドバイザーから株式会社ホワイトコンサルティングの紹介を受け、特に非流動性株式の評価分析に強みを持ち、多面的な分析にも定評のある当該第三者機関を選定するに至りました。また、新株予約権の評価については、当社のアドバイザーから株式会社ブルータス・コンサルティングの紹介を受け、上場企業における新株予約権評価の実績が豊富で、時価発行新株予約権信託の導入に知見のある当該第三者評価機関を選定するに至りました。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である1円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、当社の普通株式は東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しておりますが、上場以来当社の業績及び企業価値は変動する一方で、流動性が低い等の理由から、上場時の約定価格である486円が基準値として継続しており、当該価格

を行使価額とみなすことは適切でないと考え、第三者による株式価値算定を実施することが望ましいと判断し、株式会社ホワイトコンサルティングが評価分析を実施しましたDCF法並びに類似会社比準法により算出した株式価値を参考に新株予約権の行使価額を1株585円と決定いたしました。

さらに、当社監査等委員全員から、発行価額及び行使価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は110,000株（議決権数1,100個）であり、2023年2月末日現在の当社発行済株式総数1,300,010株（議決権数7,800個）を分母とする希薄化率は8.46%（議決権の総数に対する割合は14.10%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社グループ役職員の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	コタエル信託株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 漆間良成
(4) 事 業 内 容	信託業
(5) 資 本 金	1億円
(6) 設 立 年 月 日	2018年10月25日
(7) 発 行 済 株 式 数	1億株
(8) 決 算 期	3月31日
(9) 従 業 員 数	40人（2022年12月31日現在）
(10) 主 要 取 引 先	一般企業
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率	コタエル・ホールディングス株式会社 66.66%、株式会社ミステイゲート 33.34%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当社と割当予定先及びその支配株主の間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社との関係者及び関係会社と割当予定先との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と割当予定先及びその支配株主の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社との関係者及び関係会社と割当予定先との関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と割当予定先及びその支配株主の間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社との関係者及び関係会社と当該会社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先及びその支配株主は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連

	当事者には該当しません。
--	--------------

- (注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2023年3月13日現在のものです。
2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。コタエル信託株式会社は、管理型信託会社としての登録（関東財務局長（信）第19号）を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また一般社団法人信託協会に加盟しております。
- また、割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。
- また、当社は割当予定先がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力に対して組織的に対応するための体制を整備する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを割当予定先からのヒアリング等により確認しております。
- 上記を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。
- また、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、コタエル信託を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

本インセンティブプランを実現するためには、信託を設定し、当該信託の受託者を割当予定先として新株予約権の割当を行う必要があります。受託者は、信託財産の管理、信託に係る事務手続きを行うこととなります。

当社は、信託型ストックオプションを考案し、本インセンティブプランに関連する特許の出願を行うなど、数多くのインセンティブスキームを開発し続けている漆間良成弁護士が代表取締役を務めるコタエル信託が本インセンティブプランの実現のために必須であること、同社の信託型ストックオプションに対する造詣の深さ、商事信託として本インセンティブプランのオペレーションを知悉していること、2021年8月に発表されたFATF（金融活動作業部会）による第4次対日相互審査報告書において、商事信託でない信託（即ち、民事信託）がマネーロンダリング規制の観点で透明性に課題があるものと認定されたことから、本インセンティブプランのような上場株式と密接に関連する信託につき当社として民事信託は採用しえないと判断したこと等を総合的に判断した結果、コタエル信託に対して信託の管理事務手続きを委託する方法が最適であると判断し、割当予定先として選定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるコタエル信託は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を交付日まで保管し、交付日が到来する都度、当社の指図に従って、当社が指定する数量の本新株予約権を受益者として指定された当社グループ役職員に交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、決議日時点における本新株予約権発行による調達額への払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認しております。なお、本新株予約権行使による調達額への払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況は、今後付与される受益者が未定のため確認をしておりません。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
田中 文彦	13.21%	田中 文彦	11.57%
田中 純子	11.50%	田中 純子	10.08%
田中 汰樹	5.28%	田中 汰樹	4.63%
中野合金(株)	0.01%	中野合金(株)	0.01%
(株) フォワード	70.00%	(株) フォワード	61.35%
コタエル信託(株)	-%	コタエル信託(株)	12.36%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、2022年12月31日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
2. 募集後の保有比率は、2022年12月31日現在の所有議決権数を、2022年12月31日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
4. 割当予定先であるコタエル信託は、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。
5. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2023年2月14日に発表いたしました2023年6月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合、並びに、2023年2月7日付の「株式の取得(子会社化)に関するお知らせ」に記載した、現在精査を行っている本件株式取得に伴う2023年6月期の当社連結業績に与える影響額が判明した場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

○支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、当社の代表取締役社長である田中文彦を委託者とした信託契約の締結を前提としており、支配株主との取引等に該当するため、以下の手続きをとっております。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2022年9月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本件新株予約権は、社内定められた規則及び手続きに基づいて発行しております。また、当社は、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであると判断しております。さらに、本件新株予約権の付与が恣意

的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングによって、本件新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反を回避するため、当社の代表取締役社長である田中文彦は、本インセンティブプランに係る取締役会の決議に参加していません。

(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株予約権の内容および条件の妥当性については、当社取締役会に審議の上、本日付で、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない、当社監査等委員である片山尚人氏及び佐野元洋氏並びに森田博氏より、取引等の目的、交渉過程の手続き、対価の公正性、上場会社の企業価値向上などの観点から総合的な検討を行った結果、下記の通り、本新株予約権の発行に関する決定は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

①取引等の目的

時価発行新株予約権信託を活用した本新株予約権の発行は当社役職員ののために設計されたものであり、貢献度を事後的に評価して交付対象者及びその数量を決められるため、当社役職員の業績目標の達成に向けた意欲をさらに高めることを目的としていることから、取引の目的の観点から、本新株予約権の発行に関する決定が少数株主にとって不利益なものではないものと判断しました。

②交渉過程の手続き

当該新株予約権の発行手続きや貢献度測定の手続きにおいても、当社と支配株主等との間の利益相反を回避する措置が適切にとられており、交渉過程の手続きの観点から、本新株予約権の発行に関する決定が少数株主にとって不利益なものではないものと判断しました。

③対価の公正性

本新株予約権の発行価額は、支配株主と利害関係を有しない第三者評価機関が一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果に基づき、評価結果と同額とするものと決定されており、対価の公正性の観点から、本新株予約権の発行に関する決定が少数株主にとって不利益なものではないものと判断しました。

④上場会社の企業価値向上

本新株予約権の内容及び条件は当社の業績向上を前提とするものであり、また当該権利行使のための条件は当社の過去の業績推移と比較して、一段と高い位置としており、その条件達成による企業価値及び株価上昇は少数株主を含む全株主の利益に繋がるものであることから、上場会社の企業価値向上の観点から、本新株予約権の発行に関する決定が少数株主にとって不利益なものではないものと判断しました。

以上のことを総合的に勘案し、本新株予約権の発行に関する決定は少数株主を含む全株主の利益に繋がるものであり、少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
売上高	3,739百万円	3,596百万円	4,731百万円
営業利益	▲158百万円	▲329百万円	61百万円
経常利益	▲173百万円	▲258百万円	80百万円
当期純利益	257百万円	319百万円	177百万円
1株当たり当期純利益	2,373.78円	245.46円	185.72円
1株当たり配当金	6円	6円	0円
1株当たり純資産	790.75円	1,033.49円	1,628.07円

(注) 当社は、2020年12月10日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いましたが、2020年6月期の期首に株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び純資産を算定してお

ります。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2022年9月29日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,300,010 株	100.00%

(3) 最近の株価の状況

① 最近2年間の状況 (円)

	2021年6月期	2022年6月期
始 値	486	486
高 値	486	486
安 値	486	486
終 値	486	486

(注) 2021年6月期の株価については、上場日である2021年6月30日の株価を記載しております。

② 最近6か月間の状況 (円)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	—	—	—	—	—	—
高 値	—	—	—	—	—	—
安 値	—	—	—	—	—	—
終 値	—	—	—	—	—	—

(注) 2023年3月の株価については、2023年3月13日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価 (円)

	2023年3月10日
始 値	—
高 値	—
安 値	—
終 値	—

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

- ・公募による新株式発行
「該当事項はありません」
- ・第三者割当による新株予約権の発行
「該当事項はありません。」

オージックグループ株式会社第1回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の数

110,000 個

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1 円とする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 585 円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{一株あたり払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年10月1日から2025年3月29日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2024年6月期から2028年6月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された親会社株主に帰属する当期純利益が、500百万円を超過した場合にのみ、これ以降新株予約権を行使することができる。なお、上記における親会社株主に帰属する当期純利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。なお、上記の親会社株主に帰属する当期純利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正親会社株主に帰属する当期純利益をもって判定するものとする。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ④ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、下記5.(1)における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、6.に基づき再編対象会社（6.に定める意味を有します。）の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げない。
- ⑤ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 新株予約権1個未満の行使は認めない。
- ⑦ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、または業務委託先等の社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の割当日

2023年3月30日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、会社法第287条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社またはその親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.（4）に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.（6）に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2023年3月30日

以上